

北信越フットボールリーグ運営要項

1 名称

本会を北信越フットボールリーグ（略称HFL：以下リーグと言う）と称する。

2 目的

リーグ加盟チームは、相互の切磋により北信越地域の水準向上及び普及・振興に努め、あわせて日本フットボールリーグ（略称JFL）に加入し得るチームの育成を目的とする。

3 事務局

- 1) リーグの事務局を事務局長宅におく。
- 2) リーグとして事務局員1名を常駐させる。

4 構成とチーム数

- 1) 1部8チーム、2部8チームとし、ホームアンドアウェイ方式を原則とする。
- 2) 上部リーグからの降格や、上部リーグへの昇格等当該年度に不測の事態が生じた場合は、北信越社会人サッカー連盟に意見を聞き、実行委員会で審議決定し総会で報告する。
- 3) 入替
 - ①1部と2部、2部とチャレンジリーグの入替戦は行わない。
 - ②上部リーグからの降格や、上部リーグへの昇格等不測の事態が生じた場合は、北信越社会人サッカー連盟に意見を聞き、実行委員会で審議決定し総会で報告する。
- 4) 1部リーグへの昇格は、2部の2位チームまでとする。

5 チーム資格

- 1) (公財) 日本サッカー協会第1種登録チームで各県サッカー協会及び社会人連盟に登録済みであること。
- 2) リーグ運営要項を守り、リーグ運営を円滑に遂行する能力を有すること。
- 3) 実行委員会の決定した日程に従って、競技を継続的に行う能力を有する事。
- 4) リーグ開催のため競技場を確保できること。
- 5) 3級以上の帯同審判員を1名以上有していること。
- 6) 資格について疑義が生じたときは、実行委員会が調査し、北信越社会人サッカー連盟に意見を聞き、実行委員会で審議決定する。
- 7) 同一経営母体による複数チームのリーグ参加は各部1チームを上限に認める場合がある。その場合、選手スタッフ等運営に関わるチーム人員はそれぞれ重複することがないようにする。また参加前に実行委員会が調査し、北信越社会人サッカー連盟に意見を聞き、実行委員会で審議決定し総会で報告する。また上部リーグより降格があつて同一経営母体チームが2チームになった場合は、昇降格案を実行委員会で審議決定し、総会で報告する。

※同一経営母体とは、チームを運営する会社等が同一の場合を指し、実行委員会で調査し判断する。

6 選手資格

- 1) 「5 チーム資格」に規定するチームに所属する選手であること。
- 2) 外国協会籍であつた選手を登録する際は、国際サッカー連盟（FIFA）の定める規約に従い、(公

財) 日本サッカー協会の承認を得る事。但し、サッカーを職業としない選手にあっては、所定の手続きにより (公財) 日本サッカー協会の承認を得るものとする。

3) 外国籍選手の登録は5名までとする。

4) 資格について疑義が生じたときは、実行委員会が調査し、北信越社会人サッカー連盟に意見を聞き、実行委員会で審議決定する。

7 委員会及び委員選出

1) リーグは北信越社会人サッカー連盟の統括をうける。

2) リーグには下記委員会を設ける。なお、各委員は実行委員長が委嘱し総会で報告する。

実行委員会

実行委員長 (規律委員長) 1名

実行委員 5名 (リーグ加盟チームの各県より1名)

事務局長 1名

経理委員 1名

アドバイザー 若干名

3) 実行委員は北信越社会人サッカー連盟及び加盟チームからの選出とする。

4) 監事はリーグ外部 (経理担当県) から2名招聘し、実行委員会で決定し総会で報告する。

8 委員の任期及び手当

1) 各委員の任期は2年とする。ただし再選をさまたげない。

2) 委員に欠員を生じた場合は、「7 委員会及び委員選出」に基づき補充する事が出来る。この場合において、補充された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3) 委員会出席時には手当を支給する。なお額については別途定める。

9 会議の種類

本リーグ会議は、実行委員会と総会とし規律委員会等その他の委員会は必要に応じて行なう事とする。

10 権能

1) 実行委員会は、次の事項を決議する。

① 事業計画及び収支予算に関する事。

② 事業報告及び収支決算に関する事。

③ 要項の制定改廃に関する事。

④ 実行委員の選任及び解任に関する事。

⑤ チーム及び選手の資格に関する事。

⑥ その他、リーグの運営に関わる事項に関する事。

2) 規律委員会は次の事項を議決する。

① 選手の懲罰に関する事。

② チームの運営の懲罰に関する事。

11 会計

1) 会計年度は4月1日から3月31日までとする。

2) リーグの運営費は、参加費、寄付金及びその他の収入を持って支弁する。

- 3) 加盟チームは、実行委員会で定めた参加費（45万円）をリーグ開幕までに納入しなければならない。
- 4) 新規加盟チームは実行委員会で定めた入会金（10万円）を3月末日までに納入しなければならない。
尚、加盟費は返却しない。
- 5) 降格後、1年で再昇格した場合は新規加盟扱いとしない。

12 リーグ登録

- 1) 加盟チームは、「5 チーム資格」に規定されたチームで、「11 会計」に規定する会費を開幕前までに納入しなければならない。ただし（公財）日本サッカー協会から新年度選手証が届くまでは、旧年度選手証を使用する。
- 2) 選手の追加登録は、（公財）日本サッカー協会に追加登録申請をし、到着した選手証（写真付）の写しを事務局に提出し、リーグ登録を完了する事。（リーグ開催中は毎週水曜日締切り）
※追加登録選手の出場は選手証が到着した後からとする。
- 3) 登録選手数は制限されない。ただしリーグ戦に出場登録できる選手数は18名までとする。
- 4) 当リーグより上位リーグからのプロ契約選手の出場を認める。
- 5) ユニフォームは、（公財）日本サッカー協会の規定に準ずる。また、リーグ開催期間中にやむを得ない事情で変更する場合は、各県サッカー協会経由で所定の手続きを実施し、事務局にも提出すること。
なお、ユニフォーム広告を付与する場合は、各県サッカー協会経由で（公財）日本サッカー協会の承認を得ていること。
- 6) 登録選手には番号を付し、事務局に提出する。また、その番号はユニフォームの番号と同一とし、変更がある場合も事務局に提出し、所定の手続きをすること。

13 移籍

- 1) 選手の移籍は、（公財）日本サッカー協会選手移籍規定に従うものとする。
- 2) リーグ開催期間中の移籍を認める。
- 3) 同一経営母体チームでの当リーグ内での移籍は認めない。（リーグ開催期間中）
- 4) リーグ開催期間中の海外チームとの移籍に関しては、（公財）日本サッカー協会海外移籍登録の承認を得たものに限り認める。

14 組合せ及び日程

- 1) 日程及び組合せは実行委員会にて立案し、北信越社会人サッカー連盟に意見を聞き、実行委員会で審議決定し総会で報告する。
- 2) 日程及び組合せ、会場並びに時間変更については、原則として認めない。やむを得ない事情で変更したい場合は実行委員会に文書によって申請し、その理由が妥当であると判断した場合のみ、変更を認めることがある。その場合は、実行委員会の指示に従って連絡等、試合に必要な準備を完了する事。
- 3) 決定された組合せ及び日程は北信越サッカー協会並びに北信越社会人サッカー連盟で決定される行事日程の関係で、一部修正されることもある。
- 4) リーグ戦は、原則として毎年4月より10月までの間に実施する。
- 5) 天災等による開催延期等の不測の事態が発生した場合は、北信越社会人サッカー連盟に意見を聞き、実行委員会で審議決定する。緊急の場合はこの限りではない。

15 試合形式

- 1) フィールドは原則として天然芝、若しくは人工芝とし、ピッチは105m×68mが望ましい。
- 2) ホームアンドアウェイ方式で行う。

- 3) 試合時間は90分(前後半45分、インターバル15分)とし、前半終了15分後を後半キックオフ開始時刻とする。
- 4) 試合のエントリーは18名以内とし、「12 リーグ登録」が完了した選手で、かつ、選手証を有する者とする。(追加・移籍選手についても同様とする)
- 5) GKを含め3名までの交代が随時認められる。但し、交代予定者7名を試合開始90分前までにエントリー用紙に記入し提出する事。
- 6) 外国籍選手は交代予定者を含めて5名までを試合登録し、内3名までの出場を認める。
- 7) 勝者には3・引分けには1・敗者には0の勝点をそれぞれ与え勝点の多い順に順位を決める。ただし、勝点が同一の場合は次の順序により最終順位を決定する。
 - ①全試合のゴールディファレンス(得点-失点)
 - ②全試合の総得点数
 - ③当該チームの対戦成績(イ.当該チーム同士の勝点 ロ.当該チーム同士のゴールディファレンス ハ.当該チーム同士の総得点数)
 - ④上記によって決しない場合は、別途決定戦を行う。
- 8) ホームチームはリーグ指定の公認球を7ヶ使用しマルチボールシステムを採用する。(1ヶは新品球とする)
- 9) 競技規則は、原則当該年度の(公財)日本サッカー協会「サッカー競技規則」による。
- 10) 国際サッカー連盟(FIFA)においてルール改正等があった場合は、北信越社会人サッカー連盟に意見を聞き、当リーグ運用開始時期を決定し、適用する。
- 11) 1部リーグ優勝チームは「全国地域サッカーリーグ決勝大会」への出場権利と義務を得る。
- 12) 試合会場までの往復においての事故又は、試合中の選手の死亡事故等について、本リーグでは一切の責を追わない。

16 試合運営

- 1) リーグ戦はマッチコミッショナーが全てを統括する。
- 2) 試合運営はホームチームの運営委員が全てを統括する。
- 3) 試合開始90分前にピッチインスペクションを行う(マッチコミッショナー・審判団・運営責任者)
- 4) 試合開始90分前までにエントリー表(5部)を提出する。(提出後、試合開始前までは不測の事態等によりメンバーの変更(交代ではない)を認める場合がある。)
- 5) 試合開始70分前にマッチミーティングを開催する。
- 6) マッチミーティングには以下の者が出席する。
 - ①マッチコミッショナー
 - ②審判団(主審、副審、第4の審判)
 - ③両チーム監督及び運営委員またはチームスタッフ。やむをえない場合においてマッチコミッショナーが認めた場合のみ、チーム代表者が出席できるものとする。
 - ④ホームゲーム運営責任者
- 7) マッチミーティングは下記の事項を確認する。
 - ①選手資格の確認: マッチコミッショナーはあらかじめ提出され確認した選手証(写真付)及びエントリー表(各チーム提出のリーグホームページ選手登録表と突き合わせて確認する。)についての確認をする。
 - ②出場停止者の確認・・・前節までの記録をホームゲーム運営責任者が用意する。
※ホームチームは前節までの順位表や警告退場の累積一覧を用意する。
 - ③ユニフォームの確認・・・正副2着を必ず持参し主審の判断を仰ぐ。

④試合形式及びタイムスケジュールの確認・・・ホームゲーム運営責任者の電波時計に合わせる。

⑤試合前後（ハーフタイム含む）のイベント確認

⑥競技場の確認

ア 競技場内外の区別・・・報道関係進入区分も併せて確認。

イ 補助員の確認・・・ホームチームがボールパーソン6名以上及び担架要員4名以上を手配する。

ウ ベンチの確認・・・本部席よりピッチに向かって左がホームチームとする。

エ ベンチ入りの確認・・・交代選手7名+役員6名(監督、コーチ、トレーナー、通訳等)の13名以内とする。なお、交代選手はビブス着用のこと。

オ アップ場所等の確認。

カ サポーター等観客に対しても進入区分や応援エリア等明確にする。

キ 本部席・記録席・選手ロッカールーム・審判員控室・会議室の確認。

ク 競技者及び運営者と観客並びに報道機関等との導線確保。

ケ 横断幕掲出場所の確認（ゴール裏に掲出の場合はペナルティエリアラインより内側は掲出禁止

コ リーグ旗及びリーグバナーを掲出する。

サ チーム旗を掲出することが望ましい。

⑦試合中のベンチからの指示・・・その都度1名を認める

8) 運営委員は事前にマッチコミッショナーや審判団に、ホームゲームのタイムスケジュール等、連絡を行う。

9) ホームチームより記録員を2名以上記録席に派遣し所定用紙に試合記録を記入する。

10) 試合終了後、運営責任者は試合記録の確認・署名したのち、アウェイチームにも確認を取り、主審・マッチコミッショナーの順に確認・署名してもらい、公式記録として完成させる。

※アディショナルタイム表示についてはJFA統一表記とする。

11) 試合終了後直ちに試合結果速報を事務局までメール連絡する。また所定の書類をリーグ指定先へ当日中に投函する。(試合記録のみは当日FAXも併せて行なう)

12) 試合翌日正午までに試合記録をリーグホームページ入力する。

13) ホームゲームチームは緊急対策を確認しておく。

14) 試合中断時の対応、前半終了時の場合は成立。試合の中止は、主審がマッチコミッショナー、ホームチーム及びアウェイチームの運営委員(運営委員代理)の意見を参考の上決定する。但し、主審が到着する前にやむを得ない事情により試合を中止する場合は、マッチコミッショナーおよびホームチームの運営委員が協議の上決定する。

15) 監督は有資格者(JFA公認指導者級C級以上)とする。

16) ソックスの上にテープやバンテージを巻く、あるいはアンクルサポーター等を着用する場合、そのテープ等の色はソックスの主たる色と同じものに限る。

17) 試合時、スポーツドリンクの給水を認める。但し、使用グラウンドの規定に順ずるものとする。

18) 気温28℃を超える時期は、飲水タイムを設けることが望ましい。

①WGBT 28℃を超えた場合は、必ず飲水タイムを設けることとする。

②WGBT 31℃を超えた場合は、必ずクーリングブレイクを行うこととする。

③その他、気温の上昇が考えられる場合は、マッチコミッショナー、主審、運営責任者が対応を協議する。

19) マッチコミッショナー報告書及び緊急報告書については、指定先へ当日中にFAXする。FAX元を控えとし当日担当マッチコミッショナーにて保管することとする。

17 表彰

成績に応じて次のとおり表彰する。

1) チーム表彰

- ①優勝・・・・・・優勝旗（1部のみ）優勝カップ（1部・2部）表彰状
- ②2位・・・・・・表彰状
- ③3位・・・・・・表彰状
- ④フェアプレー賞（15ポイント以下）・・・・・・表彰状
 - ア 警告・・・・1ポイント
 - イ 退場・・・・3ポイント
 - ウ 1試合中に警告1回+退場の場合・・・・4ポイント
 - エ 1試合中に警告2回による退場の場合・・・・3ポイント
 - オ 次試合の出場停止・・・・3ポイント

2) 個人表彰

- ①最優秀選手（優勝チームより推薦）・・・・・・表彰状・記念品
 - ②得点王（10点以上）・・・・・・表彰状・記念品
 - ③アシスト王（8点以上）・・・・・・表彰状・記念品
 - ④通算リーグ出場150試合以上・・・・・・表彰状・記念品
 - ⑤通算リーグ得点80点以上・・・・・・表彰状・記念品
 - ⑥通算リーグ補点50点以上・・・・・・表彰状・記念品
 - ⑦通算リーグ主審回数30試合以上・・・・・・表彰状・記念品
- 3) 表彰式を行う。レセプション等の必要性を判断し各種会議に合わせて開催してもよい。
- 4) 優勝旗、優勝カップは優勝チームが保管し、次年度開幕時にリーグに返還する。
- 5) その他、特別に表彰を必要とする場合は、実行委員会に諮り決定する。

18 罰則

1) 棄権

規律委員会が調査し、故意と判断できうる場合は実行委員会で審議決定し、リーグから除籍する。
不可抗力と判断できうる場合は、実行委員会に諮り再試合とする。再試合の場合、会場の確保及び経費は、当該チームの負担とする。

2) 没収試合

没収されたチームの得点及び勝ち点は0点とし、没収時点で相手チームの得点に2点を加え、勝ち点は3を与える。その後の処置については規律委員会の決定による。

- 3) 累積警告数が3回になった選手は、次の1試合の出場を停止する。
- 4) 累積警告数が6回になった選手は、次の2試合の出場を停止する。
- 5) 累積警告及び、退場等で2度目となった選手は2試合出場停止し、その後の処分は規律委員会の決定があるまで出場を停止される。その場合、2回の警告は累積に加算しない。（懲罰規定〔別紙2〕第2条）
- 6) 退場処分を命じられた選手は、規律委員会の決定があるまで出場を停止される。また、退場となった選手は、同大会の公式戦で処分を消化する。2試合以上の停止処分で年度内に消化できない場合、できなければ次年度に持ち越すこととする。長期に渡る処分については、（公財）日本サッカー協会懲罰規定に基づき北信越サッカー協会規律委員会で審議決定する。
- 7) 差別については（公財）日本サッカー協会懲罰規定に基づき、北信越社会人サッカー連盟に意見を聞き規律委員会で決定する。
- 8) 最終節において累積警告が3回で1試合出場停止の場合、翌年度に持ち越さない。
- 9) 最終節において累積警告が6回以上で2試合以上出場停止処分がある場合は次年度最初のリーグ戦

において消化する。

- 10) 運営要綱の不履行が生じた場合は、原則として規律委員会で審議し、処分を決定する。ただし、重要事項については、(公財)日本サッカー協会懲罰規定に基づき、北信越サッカー協会規律委員会で審議決定する。この結果を受けて、実行委員会が総会にて報告する。

19 広告規定

- 1) プログラム広告は1頁を5万円とする。ただし裏表紙等はこの限りでない。
- 2) 加盟チームは原則として1頁の広告掲載義務を負う。
- 3) 広告内容は実行委員会で認めたものに限る。
- 4) 各チームへの配布数は30部とする。
- 5) 各チームの追加プログラムは実費精算とし、販売価格は1,000円とする。
- 6) 放映権料については全国社会人サッカー連盟放送要項に準ずる。

20 経費規定

- 1) 旅費については北信越社会人サッカー連盟旅費規程に準ずる。
- 2) 公式戦に関わる経費はホームチームが負担する。
- 3) 実行委員は会議出席時の日当は2,500円とする。
- 4) マッチコミッショナー手当は、1試合5,000円とする。
- 5) 審判員は、主審：5,000円、副審及び第4の審判員は3,000円とする。

21 慶弔規定

北信越社会人サッカー連盟規定に準ずる。

22 その他

その他運営要項に定めのない事項についての重要事項については、北信越社会人サッカー連盟に意見を聞き、実行委員会で審議決定し総会で報告する。

- | | | |
|---------------------|---------------------|---------------------|
| 付1. 昭和50年 4月 1日より施行 | 付11. 平成12年 3月 1日改正。 | 付21. 平成22年 1月30日改正。 |
| 付2. 平成 2年 2月 8日改正。 | 付12. 平成13年 2月 3日改正。 | 付22. 平成23年 1月29日改正。 |
| 付3. 平成 4年 8月31日改正。 | 付13. 平成14年 2月 2日改正。 | 付23. 平成24年 1月30日改正。 |
| 付4. 平成 6年 2月 6日改正。 | 付14. 平成15年 2月 1日改正。 | 付24. 平成26年 2月1日改正。 |
| 付5. 平成 6年12月21日改正。 | 付15. 平成16年 1月31日改正。 | 付25. 平成27年 2月7日改正。 |
| 付6. 平成 7年 2月 8日改正。 | 付16. 平成17年 1月29日改正。 | 付26. 平成29年 4月16日改正 |
| 付7. 平成 8年 2月 5日改正。 | 付17. 平成18年 1月29日改正。 | |
| 付8. 平成 9年 2月22日改正。 | 付18. 平成19年 1月27日改正。 | |
| 付9. 平成10年 2月 1日改正。 | 付19. 平成20年 1月26日改正。 | |
| 付10. 平成11年 1月31日改正。 | 付20. 平成21年 1月31日改正。 | |